

大井町広報紙広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、大井町（以下「町」という。）が発行する広報おおい又は広報おおいおしらせ版（以下「広報紙」という。）への広告の掲載について必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の掲載基準)

第2条 広報紙に掲載する広告は、大井町広告掲載基準第4条に規定するものとする。

(広告の掲載順位)

第3条 広告の掲載の順位は、次に掲げるとおりとする。この場合において、同順位に複数のものがある場合は、掲載期間が長い広告を優先するものとし、掲載期間が同一の場合は、抽選により順位を決定する。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものが掲載しようとする広告
- (2) 私企業で公益性の高いものが掲載しようとする広告
- (3) 私企業で町内に事業所等を有するものが掲載しようとする広告
- (4) その他掲載する広告として妥当であると町長が認める広告

(広告の掲載位置及び枠数)

第4条 広告の掲載位置は、町の広報紙のうち町が指定する位置とし、枠数は広報紙1号につき最大6枠とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1月単位とし、6月を上限とする。ただし、再掲載を妨げない。

- 2 広報紙の広告の掲載は、1日号とする。
- 3 広告の掲載期間内に町の都合で掲載できない場合や広報紙を休刊した場合は、その期間に応じ掲載期間を延長する。

(広告の規格)

第6条 1枠の大きさは、縦6.5センチメートル、横5.5センチメートルとし、広報紙1号に掲載できる広告の枠数は、広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）につき3枠までとする。

- 2 2枠の大きさは、縦6.5センチメートル、横11.5センチメートルとし、3枠の大きさは、縦6.5センチメートル、横17.5センチメートルとする。
- 3 色は、1色刷りとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、1枠あたり月額5,000円とする。ただし、2枠の場合は月額9,500円、3枠の場合は月額14,000円とする。

(広告の募集)

第8条 広告の募集は、広報紙やホームページ等により行う。

2 前項にかかわらず、町は、広告主となり得るものに対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告の申込み及び決定)

第9条 広告の掲載を希望するもの(以下「申込者」という。)は、広告の掲載を希望する月の初日の40日前までに、大井町広報紙広告掲載申込書(第1号様式)に別表に定める書類を添付して、町長に申し込むものとする。再掲載の場合も同様とする。また、代理の者が申込者となる場合は、申込書内の『法人その他の団体の概要』の欄に広告主を記載するものとする。

2 町長は、前項の申込書を受理したときは、第2条及び第3条の規定に基づき掲載の可否を決定し、大井町広報紙広告掲載決定通知書(第2号様式)により当該申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告を掲載する決定を受けた申込者(以下「掲載者」という。)は、広報紙の発行日の20日前までに町長が発行する納入通知書により広告掲載料を納入しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告原稿は、町が指定する方法により掲載者の負担で作成し、広報紙の発行日の30日前までに、電子データにより提出するものとする。ただし、原稿提出の締め切り日が町の休日に当たる場合はその前日とする。

(広告内容等の変更要求)

第12条 町長は、広告の内容及びデザイン等が各種法令等に違反する恐れのあるとき、若しくはこの要領等に抵触していると判断したときは、掲載者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(掲載者の責任)

第13条 広告の内容に関する一切の責任は、掲載者が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 町長は、次に掲げる場合は、広告の掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 町の広報紙作成上支障があるとき。
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき。
- (3) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (4) 掲載者若しくは広告主又は広告内容が不相当であると認めたとき。

(広告掲載の中止)

第15条 掲載者は、広告の掲載を中止するときは、大井町広報紙広告掲載中止届出書(第3号様式)により町長に届け出なければならない。

2 前項の届出があったときは、町長は大井町広報紙広告掲載中止決定通知書（第4号様式）により当該掲載者に通知するものとする。

（広告掲載料の還付）

第16条 納付済みの広告掲載料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる事由に該当する場合は、当該各号に定める額の掲載料に相当する額を還付する。

（1）掲載期間開始前に、前条の規定による広告の掲載の中止の届出があった場合は、納付済みの広告掲載料を還付する。

（2）第5条第3項の規定により広告が掲載できなかつた場合で、かつ、掲載期間の延長が困難な場合は、納付済みの広告掲載料を還付する。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

3 広告掲載料の還付を受けようとする者は、大井町広報紙広告掲載料還付請求書（第5号様式）により町長に請求するものとする。

（その他）

第17条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は大井町広告掲載要綱の規定を適用する。

第18条 前条に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は町長が定める。

附 則

この要領は、平成22年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

別表（第9条関係）

大井町広報紙広告掲載申込書添付書類	
1	申込者及び広告主の案内パンフレット等（事業内容、社歴等が分かるもの。）
2	資格、免許等を必要とする業種については、資格を証する書面、免許証の写し等
3	申込者の登記事項証明書の原本又は写し